

2015/05/22 アルコール健康障害対策関係者会議  
教育・誘引防止・飲酒運転等ワーキンググループ



# 三重県における 飲酒運転防止に関する取組



三重県  
環境生活部交通安全・消費生活課  
健康福祉部障がい福祉課

# 本日お伝えしたいこと

- 1 三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす  
条例の概要
- 2 飲酒運転違反者の受診義務
- 3 飲酒運転違反者の受診状況
- 4 飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例に係る  
医療機関の指定について
- 5 飲酒運転違反者の受診状況等調査結果
- 6 課題及び改善策

# 1 三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例の概要

## (1) 条例制定の経緯

法律による厳罰化が進み飲酒運転に対する社会的非難が高まっているにもかかわらず、県内においてもいまだに飲酒運転による事故はなくなりません。

### 三重県の飲酒運転年間検挙件数と人身事故件数

	H22	H23	H24	H25	H26
検挙件数(件)	589	619	618	665	774
人身事故件数(件)	91	66	73	63	55

# 1 三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例の概要



**「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」は、議員提出条例として制定し、平成25年7月1日に施行され、平成26年1月1日からはアルコール依存症に関する「受診義務規定」も施行されました。**

## (2) 条例の概要(柱)

### ○ 規範意識の定着

教育機関等による飲酒運転防止教育の推進や、  
飲酒運転根絶のための知識を普及します。

### ○ 再発防止

飲酒運転違反者には、アルコール依存症の受  
診義務が課されました。



## 2 飲酒運転違反者の受診義務



- 県は、条例の規定により、公安委員会から飲酒運転違反者の情報の提供を受けます。
- 県は、対象となる方に対して「アルコール依存症受診に関する通知書」を出します。これにより、県内の「指定医療機関」においてアルコール依存症に関する診断を受け、その結果を「アルコール依存症に関する受診結果報告書」により報告していただきます。
- 一定期間（通知日から60日間）報告がない方には「アルコール依存症に関する勧告書」により、受診及び報告を勧告することができます。

### 3 飲酒運転違反者の受診状況

平成26年度中542人の方に対して通知を行いました。

※ 報告数230件で、受診率は**42.4%**となります。

#### ◎ 相談窓口の設置

平成26年4月1日から、県庁内に専門の相談員を配置して「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を設置しました。

※ 平成26年度中の相談受理件数は111件でした。



メッセージカード

# 4 飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例 に係る医療機関の指定について

## 【指定基準】

①から⑤のいずれかの要件を満たす医師が所属する医療機関

- ① 依存症専門外来を有しており、アルコール依存症治療プログラムの実施が可能である医療機関の精神保健指定医又は精神神経学会が指定する専門医
- ② アルコール依存症等の診断・専門治療に従事した期間が5年以上あり、アルコールに関する学会に所属している精神保健指定医
- ③ アルコール依存症等の診断・治療に従事した期間が5年以上であり精神神経学会が指定する専門医
- ④ 厚生労働省が実施する「アルコール依存症臨床医等研修 医師コース」の研修を受けた医師で、アルコール依存症等の診断・治療に従事している医師
- ⑤ 県が実施する指定研修を直近5年間に1回以上受講した医師(三重県医師会からの推薦を必要とする)



# 4 飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例に係る医療機関の指定について

## 【指定医療機関数】

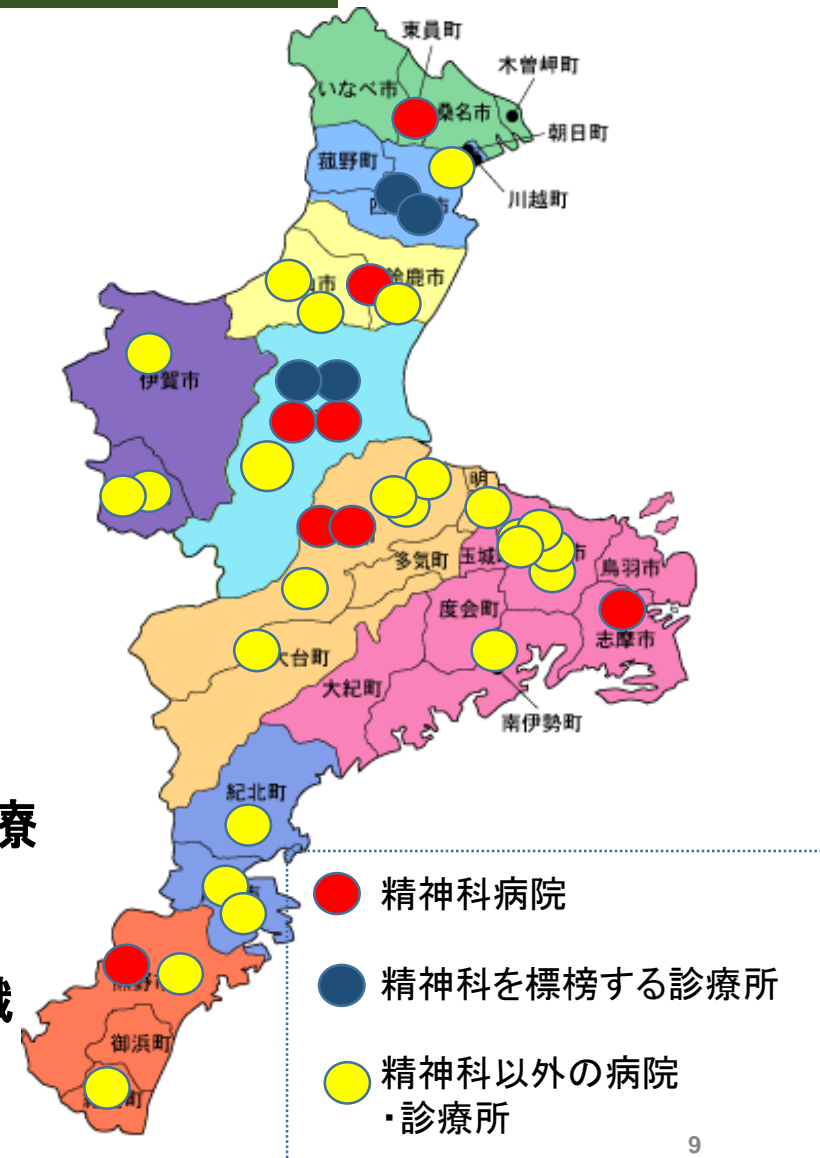
	施設数
精神科病院	8
精神科を標榜する診療所	4
精神科以外の病院・診療所	24
総計	36

## 【事業内容】

○医療機関の指定研修の開催（年1回・三重県医師会委託） 対象：県内医師

○指定医療機関の技術向上研修及び指定医療機関会議の開催（年1回）

対象：指定医療機関の医師、看護師、事務職員等



## 5 飲酒運転違反者の受診状況等調査結果

【対象施設】指定医療機関26施設

【調査対象機関】平成26年1月1日～12月31日

【回答数】20施設(回収率:76.9%)

【結果】

### 1 飲酒運転違反者の受診者数及び診断施設数

受診者数 : 78名      診断施設 : 17施設

(参考)本調査期間の受診義務通知発送・報告受理状況

発送回	発送月	報告期限	発送件数	受診報告	受診率
第1回～8回	平成26年4月～ 11月	平成26年6月～ 平成27年1月	280	101	36%
勧告書発送累計			91	11	12%
受診義務通知・勧告書合計			—	112	40%

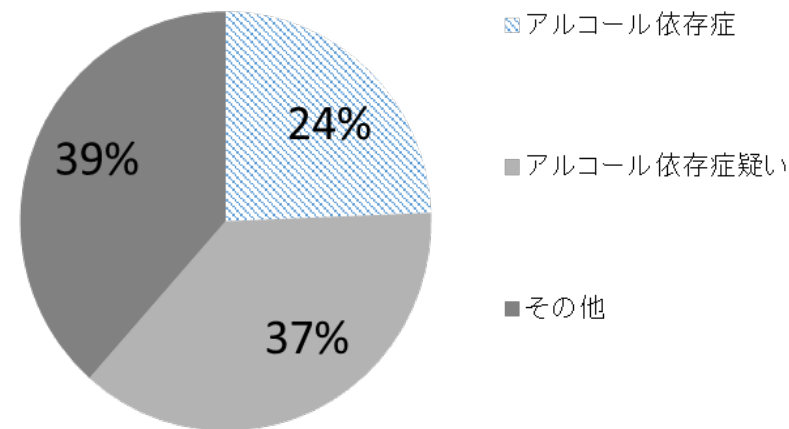
※平成26年度途中の数値であり、受診報告数230件、受診率42.4%と一致しません。

# 5 飲酒運転違反者の受診状況等調査結果

## 2 飲酒運転違反者による受診者の診断名

診断名	受診者数	施設数
アルコール依存症	19	5
アルコール依存症疑い・アルコール乱用(疑いを含む)	29	8
その他	30	10

診断名割合



## 3 専門医療機関への紹介数: 0件

# 6 課題及び改善策

## 受診率の課題

- ・受診者を増やすことが必要



- ・メディア等を駆使して本制度の広告・宣伝をする
- ・指定医療機関を増やし、受診しやすくする
- ・診察の質を担保するための研修等の充実
- ・受診費用についての検討(適切な診療報酬請求など)

# 6 課題及び改善策

## 診察の課題

- ・診察に時間がかかる
- ・本人のみの受診で正確な診断ができない
- ・義務的受診であるため、治療の意思がなく、非協力的
- ・継続した治療や専門治療への紹介が必要



- ・質問事項や診断方法、説明方法などを統一してマニュアル化する
- ・インタビューは医師だけでなく医療スタッフも実施可能
- ・スキルアップのため指定医療機関の会議や指定医の研修を充実する
- ・受診命令通知のなかに家族の同行を勧める文言を入れる
- ・本人が受診していることに意味があり、教育的機会になっている

今後さらに規範意識の定着に向けた教育機関等の取組が重要

**ご清聴ありがとうございました。**

